

## 広島県告示第707号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年12月5日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 三菱レイヨン株式会社 取締役社長 越智 仁
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市御幸町20番1号 三菱レイヨン株式会社大竹事業所

### 2 申請の内容

21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設1基, 33-ロ 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設3基, 33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機5基, 37-ロ 炭化水素誘導品の製造業の用に供する分離施設3基及び37-ハ 炭化水素誘導品の製造業の用に供するろ過施設5基を廃止するとともに, 21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設1基及び33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機3基を設置する。また, 33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機1基の使用の方法を変更するとともに, 排水口における排出水の汚染状態を変更する。

#### (1) 特定施設の種類, 能力及び使用の方法

- (その1) 21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設1基 廃止
- (その2) 33-ロ 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設3基 廃止
- (その3) 33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機5基 廃止
- (その4) 37-ロ 炭化水素誘導品の製造業の用に供する分離施設3基 廃止

(その5) 37-ハ 炭化水素誘導品の製造業の用に供するろ過施設5基 廃止

(その6) 新設

種	類	21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設 (重合工場2系))		33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機 (B2N-1306-1及び2, 同型2基)		
能	力	5トン/日 (モノマー回収量)		48トン/日 (脱水ポリマー量)		
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	着工後1ヶ月		着工後1ヶ月		
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時から24時, 連続24時間 (季節的変動なし)		0時から24時, 連続24時間 (季節的変動なし)		
	項目	通常	最大	通常	最大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度	6.5~7.0	6.5~7.0	5~6	5~6
		化学的酸素要求量	230	315	100	110
		浮遊物質	10	20	170	170
		窒素含有量	177	230	35	80
	燐含有量	1.5	3	3	4	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	895	895	710	710		
汚水等の排出先	ボトム貯槽		凝集沈殿処理施設 (共同処理施設CA-001)			

(その7) 新設

種	類	33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機 (B2N-2356)
能	力	30トン/日 (固形分処理量)

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		着工後1ヶ月	
	使用開始予定年月日		完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時から24時, 連続24時間 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出される 汚水等の状 態	水素イオン濃度	4~11	4~11
		化学的酸素要求量	80	80
		浮遊物質量	35	40
		窒素含有量	35	80
		燐含有量	3	4
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		204	204	
汚水等の排出先		凝集沈殿処理施設(共同処理施設CA-001)		

(その8) 変更

		変更前		変更後	
種	類	33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機 (EP-353)		33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機 (B2N-2353)	
	能	13.9トン/日 (固形分処理量)		30トン/日 (固形分処理量)	
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着工後1ヶ月	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用	排出される	水素イオン濃度	7	4~11	6~9
		化学的酸素要求量	80	80	10

の方法	汚水等の状態	浮遊物質量	(単位： mg/L)	35	40	18	20
		窒素含有量		35	80	14	32
		磷含有量		3	4	1	2
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )		220	220	110	110	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
中央	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	9,449	11,746	8,778	10,827

(その2) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
ボンネル 第3	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	23,100	30,000	22,979	29,879

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年12月5日から平成28年12月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市市民生活部環境整備課